

後納郵便料金の支払遅延について

2023年4月20日

郡山市市民部

マイナンバー推進課

課長 猪狩 明宏

TEL：924-2130

令和5年1月分の後納郵便料金について支払を失念したことにより日本郵便株式会社への支払が遅延し、これに伴う延滞利息を支払いました。

1 概要

令和5年1月分の後納郵便料金については、令和5年2月28日までに支払わなければならないところ、2月上旬に送付された請求書を誤って処理不要の書類として振り分けてしまった。その後、2月分の請求書が3月上旬に送付された際に前月分の支払を失念していたことに気づき、3月14日に支払ったが、支払遅延となり延滞利息が発生した。

2 延滞利息の額

5,888円（3月1日から3月13日分）

※延滞利息は支払期限の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合）で計算して得た額

3 経過

- 2月上旬 令和5年1月分後納郵便料金請求書收受
 - ・請求額 : 1,140,288円
 - ・支払期限 : 令和5年2月28日
 - ・支払相手方 : 日本郵便株式会社
- 3月9日 令和5年2月分後納郵便料金請求書收受
前月分後納郵便料金の未払いが判明
- 3月14日 令和5年1月分後納郵便料金支払
- 4月10日 延滞利息分の請求書收受
- 4月20日 延滞利息支払
 - ・請求額 : 5,888円
 - ・支払期限 : 令和5年4月28日
 - ・支払相手方 : 日本郵便株式会社

4 原因

- (1) 收受した請求書を処理不要の書類として振り分けてしまったため。
- (2) 後納郵便料金の支払完了のチェックを行わなかったため。

5 再発防止策

支払状況のチェックリストを作成し十分な確認を複数名で行い、再発防止に努めて参ります。